

議案第5号

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成元年12月目黒区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター 東京都目黒区東山三丁目24

目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター 東京都目黒区東が丘一丁目6番6号
を「目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター 東京都目黒区東が番4号」

丘一丁目6番4号」に改める。

第3条第1項第2号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に係るサービス

第5条第3号を削り、同条第4号中「前号」を「法第53条第1項」に改め、同条を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 第1号通所事業に係るサービス 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

第8条第1項中「介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護」を「介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業に係るサービス」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 第1号通所事業に係るサービス 介護保険法施行規則（平成11年厚生

省令第36号) 第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

付 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第3条第1項、第5条及び第8条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定の適用を受ける場合における目黒区立高齢者在宅サービスセンターの利用については、この条例による改正前の目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条第1項第3号、第5条第3号及び第8条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第3条第1項第3号中「附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第9条に規定する第3号旧介護保険法」とあるのは、「第5条の規定による改正前の介護保険法」とする。

(説明) 高齢者在宅サービスセンターを廃止するとともに、新たに介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく第1号通所事業に係るサービスを提供し、併せて規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料 1

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 高齢者在宅サービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 位置</p> <p><u>目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター</u> <u>東京都目黒区東が丘一丁目6番4号</u></p> <p>(サービスの提供)</p> <p>第3条 高齢者在宅サービスセンターは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) <u>法第8条第18項</u>に規定する認知症対応型通所介護 (以下「認知症対応型通所介護」という。)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 高齢者在宅サービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 位置</p> <p><u>目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター</u> <u>東京都目黒区東山三丁目24番6号</u></p> <p><u>目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター</u> <u>東京都目黒区東が丘一丁目6番4号</u></p> <p>(サービスの提供)</p> <p>第3条 高齢者在宅サービスセンターは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>法第8条第17項</u>に規定する認知症対応型通所介護 (以下「認知症対応型通所介護」という。)</p> <p>(3) <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律</u></p>

(3) (現行に同じ。)

(4) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業 (以下「第1号通所事業」という。)に係るサービス

2 (現行に同じ。)

(利用することができる者)

第5条 高齢者在宅サービスセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) 介護予防認知症対応型通所介護 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者であって、認知症であるもの

(4) 第1号通所事業に係るサービス 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(使用料等)

の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号) 附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第9条に規定する第3号旧介護保険法 (以下「旧法」という。) 第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護 (以下「介護予防通所介護」という。)

(4) (省略)

2 (省略)

(利用することができる者)

第5条 高齢者在宅サービスセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1)・(2) (省略)

(3) 介護予防通所介護 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者

(4) 介護予防認知症対応型通所介護 前号に規定する居宅要支援被保険者であって、認知症であるもの

(使用料等)

第8条 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

又は第1号通所事業に係るサービスの提供を受ける者は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めなければならない。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(3) (現行に同じ。)

(4) 第1号通所事業に係るサービス 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

2 (現行に同じ。)

第8条 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防

認知症対応型通所介護の提供を受ける者は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めなければならない。

(1)・(2) (省略)

(3) 介護予防通所介護 旧法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) (省略)

2 (省略)

目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター位置図

(東京都目黒区東山三丁目24番6号)

